

日韓問題の現状と課題

井上 仁延

(小川 賢治ゼミ)

日本と大韓民国（以下、韓国）との間には数々の問題が生じており、未だ解決に至っていない問題も多い。「竹島領土問題」「徴用工訴訟問題」「慰安婦問題」などをはじめとする日韓問題の多くは、歴史面や政治面の影響から解決が困難な課題が多い。また、韓国ではそれらの問題に対する教育が行われており、国民が総じて問題に対する理解・認識があるが、日本ではそのような問題に対する教育を行っていないため、問題と言われてもどのような問題なのか大まかな概要すら知らない人も多くいると思われる。そこで、日本に居住する一国民として問題に対する理解を深めるため各問題を深く調べ、それぞれの問題の背景や互いの国民の国民性等を踏まえた上で解決に至らない要因を考察したいと考える。

第1章 竹島領土問題

1. 竹島領土問題とは

竹島領土問題とは、日本海にある島の領有権をめぐる問題である。日本では「竹島」と呼び、韓国では「独島」と呼ばれている。第二次世界大戦後、日本の領域は1952年発効のサンフランシスコ平和条約により定められた。それを見越した韓国は李承晩ラインというものを設定し、竹島を韓国領として韓国側水域に含めた。その後、1965年に締結された日韓基本条約では李承晩ラインが廃止されるが、現在に至るまで韓国が竹島を実効支配する形となっている。現在も日本・韓国双方が「歴史的にも国際法的にも自国の領土である」と主張し、北朝鮮は韓国の主張を支持している。日本は、戦後から一貫して韓国に対して抗議を行っているが、韓国は「日本との間に領土問題は存在しない」という立場を崩していない（杉原ほか、2008、朝鮮日報 a）。

2. 日本の主張

竹島は、江戸時代から明治初期にかけて「松島」と呼ばれ、逆に鬱陵島が「竹島」や「磯竹島」と呼ばれていたという。日本が「竹島」と「松島」の存在を古くから承知していたことは各種の地図や文献からも確認することができ、刊行日本図として代表的な長久保赤水の「改正日本輿地路程全図」（1779年初版）にも、鬱陵島と竹島を朝鮮半島と隠岐諸島との間に的確に記載している。

17世紀初めには、日本人が江戸幕府公認の元で鬱陵島に渡る際に竹島を航行の目標として、また停泊地として利用するとともに、あしかやあわびなどの漁猟にも利用していた。遅くとも17世紀半ばには、日本の竹島に対する領有権は確立していたと考えられる。1900年代初期には、島根県の隠岐島民から本格化したあしか猟の安定化を求める声が高まり、1905（明治38）年1月の閣議決定により竹島を島根県に編入し、領有意思を再確認するとともに、官有地台帳への登録、あしか猟の許可、国有地使用料の徴収などを通じた主権の行使を他国の抗議を受けることなく継続して行っていた。こうして、竹島に対する領有権が諸外国に対してより明確に主張できるようになった。

また、第二次世界大戦後に日本の領土処理等を行ったサンフランシスコ平和条約（1951年9月8日署名、1952年4月28日発効）のなかで、日本が放棄すべき地域に竹島を加えるように求めた韓国に対して、米国は「竹島は朝鮮の一部として取り扱われたことはなく日本領である」として韓国の要請を拒絶し、竹島が日本の領土であることが確認されている（外務省 a, 外務省 b, 坂本2014, 朴2008, 石破2006）。

3. 韓国の主張

独島に対する韓国政府の基本的立場では、「独島は、歴史的にも、地理的にも、国際法上も明白

な大韓民国固有の領土です。独島をめぐる領有権紛争は存在せず、独島は外交交渉及び司法的解決の対象になり得ません。”(외교부より引用)と主張している。

512年、新羅の將軍、異斯夫が于山国を征伐したことによって、于山国は新羅の一部になり、この時から鬱陵島と独島は韓国の歴史と共に歩み始める。朝鮮時代の百科事典、『東国文献備考』には「鬱陵(鬱陵島)と于山(独島)は二つとも于山国の地」と記されているという。1693年、安龍福、朴於屯の2人が鬱陵島に渡り漁業をしていたなか、遭遇した大谷・村川の両家の船頭らに捕らえられ、日本に連れ去られたという事件があり、この事件により朝日両国間で鬱陵島の領有権をめぐる紛争が起こることとなる。1695年、鬱陵島の領有権について調べるために、江戸幕府が鳥取藩に問い合わせを行っており、これに対して鳥取藩が竹島(鬱陵島)と松島(独島)は鳥取藩に付属しないと返答したため、1696年、江戸幕府は鳥取藩の回答から鬱陵島と独島が日本領ではないことを確認し、竹島(鬱陵島)渡海禁止令を出した。その後、1699年、朝鮮朝廷との外交文書で鬱陵島が朝鮮領であることを公式に確認したという。サンフランシスコ条約において、独島が直接明示されていないからといって独島が韓国の領土に含まれていないと見ることはできないとしている(出典:외교부)。

4. 竹島(独島)の現況

2021年時点での竹島(独島)は韓国が実効支配する形となっている。2012年には、大統領として初めて当時の李明博大統領が竹島(独島)に上陸しており、2016年には現大統領であり当時の「共に民主党」代表の文在寅氏が上陸しており、また、2021年11月16日には当時の韓国警察庁長官が上陸するなど韓国による実効支配を公にアピールする様子が見受けられる。さらに、韓国によって韓国警察の警備隊が常駐するための施設やヘリポート、防衛設備などが島に建設されている。また、防衛のために900人ほどの韓国人が竹島に戸籍を置き、2021年5月14日から救急隊を配備するなど実効支配を強める動きも見られる。

日本政府は一連の行為に対して遺憾の意を

示し、抗議を行なっている(外務省b, テレ朝news)。

第2章 元徴用工訴訟問題

1. 元徴用工訴訟とは

元徴用工訴訟とは、第二次世界大戦中に日本の統治下にあった朝鮮および中国での日本企業の「募集」や朝鮮総督府が各地方自治体にノルマを課して人員をあつめた「官斡旋」、総督府が対象者個人に直接「徴用令状」を発給して労務者をあつめた「徴用」等により動員された元労働者及びその遺族による訴訟問題のことである(日本経済新聞a)。

2. 元徴用工訴訟問題の悪化

2018年10月30日、韓国の最高裁にあたる大法院が日本製鉄に対し、第二次世界大戦中に同社の前身企業で働いていた韓国人4人に賠償を命じる判決を言い渡した。徴用工問題に関しては、1965年の日韓請求権協定で解決済みであり、韓国政府もこれまで同様の認識をしていた。しかし、2018年に賠償判決が出たことにより日韓関係の悪化へと至った(HUFFPOST)。

3. 日韓請求権協定

日韓請求権協定とは、1965年に「日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約」と同時に締結された付随協約のひとつである。正式名称は「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」という。

この協定により、両締約国(日本と韓国)及びその国民の間の請求権に関する問題が完全かつ最終的に解決されたこととなる決まりになっている。

また、この協定に基づいて、日韓間の正式国交開始と同時に韓国に対して、合計5億米ドル(無償3億米ドル、有償2億米ドル)及び民間融資3億米ドルの経済協力支援を行った。日本円に換算すると、3億米ドル=約1080億円、2億米ドル=約720億円と換算され合計約1,800億円となる。ちなみに、当時の韓国の国家予算は3.5億米ドルほどであり、日本の外貨準備額は18億米

ドルであったことから、その額の膨大さがわかる。経済協力金の拠出元は、無償資金3億ドルは現金ではなく日本の生産物および日本人の役務により10年間にわたって分割供与された。有償資金2億ドルは当時の海外経済協力基金により金利3.5%、据置き期間7年を含む償還期間20年という長期低利借款として供与された。

韓国は、この日本からの経済協力金を原資として、国内のダムや高速道路を整備し、「漢江の奇跡」を成し遂げたが、韓国の教科書からも削除され事実を知るものも少ない。漢江の奇跡とは、朝鮮戦争で打撃を受けた韓国が、急速に復興し、経済成長と民主化を達成した現象のことで、日本からの資金を元手に京釜高速道路等のインフラ開発や浦項総合製鉄等の企業の強化を行なったという（外務省c、NEWSポストセブン）。

4. 韓国の元徴用工問題に対する考え

2005年8月に盧武鉉政府当時、官民共同委員会が強制徴用被害者の賠償問題は「1965年韓日請求権協定に反映された」と発表した。当時、官民共同委員会は「韓日協定で、日本から受けた無償資金3億ドルに強制徴用補償が含まれていたと思う」という結論を下している。1975年に韓国政府が被害者補償をしながら強制動員負傷者を対象から除外するなど、道義的次元で補償が不十分だったと判断し、盧武鉉政権は2007年に特別法で追加補償の手続きに着手し、徴用を受けた7万2631人を対象に2015年までに6184億ウォンを支払った。この発表で、徴用工問題は終わったという認識が韓国でも固まり、韓国政府も請求権協定で終了したものという立場を維持し、以降裁判所も関連の訴訟で同じ趣旨の判決を下している。しかし、2018年10月30日には、韓国大法院で徴用工の個人賠償請求権は日韓請求権協定の効力範囲に含まれないと判断され、新日本製鉄（現新日鉄住金）に対し韓国人4人へ1人あたり1億ウォンの損害賠償を命じた。これにより、現在の新日鉄住金への資産差し押さえの可能性が出ることとなった。けれども、2021年6月7日にソウル中央地裁が原告の訴えを退けた判決により、日本企業に賠償を命じた2018年の大法院判決が否定され、司法判断が分かれた（朝鮮日報b）。

第3章 慰安婦問題

1. 慰安婦問題とは

慰安婦問題とは、戦時中に日本軍の関与の下で作られた慰安所において女性が兵士の性の相手を強いられたことをはじめとする問題のことである。

慰安所が作られた経緯には、満州事変の翌年、1932年の上海事変で日本兵が中国人女性を強姦する事件が起きたため、反日感情の高まりを防ぐためとして九州から軍人・軍属専用の慰安婦団を招いたとの記録がある。その後、性病蔓延による戦力低下や機密漏洩の防止、軍人の慰安のためなどの理由が加わっている。

この内容のなかで、従軍慰安婦という呼称がたびたび登場するが、従軍慰安婦という呼称は戦時中には存在せず誰が作ったかは不明であるが、造語であるとされている。また、千田夏光著の『従軍慰安婦』（1973年）が最初に書名で用いられ、その後、慰安婦問題が政治問題となりこの呼称が広く知られた（朝日新聞デジタル、安丸2009）。

2. 当時の慰安婦に関する詳細

当時慰安婦とされていたのは、日本本土の日本人のほか、日本の植民地であった朝鮮半島や台湾出身者も慰安婦にされていた。日本軍の侵攻に伴って中国、フィリピン、ビルマ（現ミャンマー）、マレーシアなど各地で慰安所が作られ、現地女性も送り込まれた。当時の大日本帝国政府は1938年、日本女性が慰安婦として中国へ渡る場合は「売春婦である21歳以上の者」を対象とするよう通達した。これは、21歳未満の女性や児童の人身売買や売春を禁じた「婦人及び児童の売買禁止条約」のためとみられている。ただ、政府は25年に条約を批准した際、植民地を適用除外とした。このため植民地や占領地では売春婦でない未成年女子も対象となり、朝鮮からは17歳、台湾からは14歳の少女が慰安婦とされたとの記録もある。

当時何人が慰安婦とされていたかを示す公式記録は存在しないが、研究者の推計では2万人前後と推計する人や、5万人以上と推計する人もいる。韓国や中国ではさらに多い数字をあげる人もいる。

慰安婦を集める際に、多くの人の場合は軍の意

向を受けた業者がまず日本国内、さらに植民地の朝鮮や台湾で集める。また「仕事がある」とだまされたり、親に身売りされたりしたことも多いことがわかっている。一方で、フィリピンやインドネシアなど占領地では、日本軍が直接暴力的に連行したとの記録もある。フィリピン政府の2002年の報告書によれば、フィリピン国内で日本軍は、現地の女性を暴力的に拉致・連行して日本軍の兵営とされた教会や病院に監禁し、集団で強姦を続けた事例もあったという（朝日新聞デジタル）。

3. 慰安婦問題の歴史

慰安婦問題が歴史認識の問題として取り上げられるようになったのは、韓国国内での元「従軍慰安婦」によるカムアウトがきっかけとなっている。元「従軍慰安婦」によるカムアウトは、1991年8月14日に金学順（キムハクスン）がソウルで記者会見を行い、日本軍により「従軍慰安婦」にされていたと名乗り出ることにより始まった。韓国では8月14日を、被害を公の場で語ったことを記念して「慰安婦をたたえる日」として国家記念日に制定している。

1991年12月、韓国人戦争犠牲者35名による「補償要求」が東京地裁に提出された。そのなかには金ら三名の元「従軍慰安婦」が含まれていたが、実名は金だけであった。この訴訟により、日本政府による慰安婦問題に対する調査が開始された。

1992年1月、当時の宮沢喜一首相が日韓首脳会談で謝罪した。同年7月には政府が調査結果を発表し、その際に日本政府による関与を認めている。

1993年8月、当時の河野洋平官房長官が談話で慰安婦の募集、移送、管理に強制性を認めて「お詫びと反省」を表明した。この談話は河野談話として知られる。

1995年7月、政府主導で民間のアジア女性基金が発足した。この基金では、国民の寄付をもとに「償い金」を元慰安婦に支給するなどの「償い事業」が実施された。この基金は、2007年3月に解散している。

2015年には、慰安婦問題に関する日韓政府間合意に基づいて、日本政府の拠出金で財団が設立され、元慰安婦らに現金が支給された。しかし、合意に反対する一部の元慰安婦の解散要求を受け

て財団は2019年に解散している。

2021年1月には、ソウル中央地裁が日本政府に元慰安婦らへの損害賠償支払いを命じる判決を出し、確定した。原告側は日本政府資産の差し押さえを模索しているという（安丸2009, 外務省 e, 日本経済新聞 b）。

4. 日本政府による対応

前述の通り、日本政府は調査により事実関係を明らかにし、度重なる謝罪を行うなど誠意ある対応を行なっている。

また、2015年に日韓両政府が「最終的かつ不可逆的」な解決で合意し、日韓合意に基づき拠出金を支払っている。この日韓合意では、日本政府が旧日本軍の関与を認めて責任を痛感しおわびと反省の気持ちを表明すること、韓国政府が元慰安婦支援のための財団（和解・癒し財団）を設立すること、日本政府がその財団に対し10億円を拠出することが定められた。朴槿恵政権はこの拠出金から生存者一人あたり1億ウォン、死亡者には2000万ウォンを現金で支給し、元慰安婦の7割以上に当たる35人が受け取っている。財団の口座には57億8000万ウォンが残っているが、2年以上も手付かずのままである。また、日本側は合意に基づき10億円を拠出したが、合意前からソウルの日本大使館前に設置されている慰安婦問題を象徴する少女像は、2021年の時点で撤去されておらず、世界各地にも設置されている（辺, 時事通信社 a）。

5. 赤い水曜日

慰安婦問題に関する本が2021年8月に出版された。この本は、慰安婦問題に関する内容が書かれており、従軍慰安婦に対する強制動員や奴隷のような扱いは団体によって問題を大きくするための嘘であるとの主張が書かれている。表題の「赤い水曜日」というのは、「赤い」は真っ赤な嘘を表しており、「水曜日」は運動団体により慰安婦問題に関する集会が開かれている水曜日から来ているという。

著者の主張では、元従軍慰安婦として反日運動に加わり、韓国政府から支援を受けている「慰安婦被害者」に関して、証言等の検証を行なったう

えで、「慰安婦被害者法」で定義される「日帝に強制動員され性的虐待を受け慰安婦としての生活を強要された被害者」という従軍慰安婦に当てはまる人物は一人もいないとしている。慰安婦問題に関する新たな見方を示す本となるが、あくまでも一研究者の主張でありこの主張が正しいのかどうかは分からない（文春オンライン）。

第4章 レーダー照射問題

1. レーダー照射問題とは

2018年12月20日、能登半島沖にて警戒監視中の海上自衛隊第4航空群所属P-1哨戒機が、韓国海軍駆逐艦「広開土大王（クァンゲト・デワン）」から火器管制レーダーの照射を受け、日本政府が抗議したことにより問題化した日本政府と韓国政府との間における一連の出来事のことをいう。

火器管制レーダーの照射は、火器の使用に先立って実施する行為で、これを相手に照射することは不測の事態を招きかねない危険な行為だという。火器管制レーダー「STIR」は、「広開土大王」に搭載される127mm砲やRIM-7P「シースパロー」艦対空ミサイルの射撃に特化した装置だという（防衛省a, 乗りものニュース）。

2. 一連の経緯

2018年12月20日午後3時頃、能登半島沖において、警戒監視中の海上自衛隊第4航空群所属P-1哨戒機が、韓国海軍駆逐艦から火器管制レーダーの照射を受ける。12月21日、外務省から韓国側に強く抗議し、防衛省から本件について公表。12月22日、外務省から韓国側に改めて抗議を実施して再発防止を強く求めるとともに、韓国側の種々の報道を踏まえて本件に関する防衛省の見解について公表。12月24日、韓国国防部の会見において、韓国側が見解を表明した。同日、日韓外交当局間の局長級協議において、日本側から遺憾の意を表明するとともに、再発防止を要求した。防衛当局を含め、両政府で意思疎通していくこととした。12月25日、防衛省から改めて本件に関する見解について公表。12月27日、1回目の日韓実務者協議を開催（テレビ会議方式で開催）。12月28日、防衛省より、海自P-1哨戒機において撮影した動

画を防衛省ウェブサイト公表。2019年1月3日、韓国国防部の会見において、海自機の「低空脅威飛行」に対する謝罪を要求。1月4日、韓国が日本側への反論の動画を公表。同日、防衛省より、見解について公表。日韓外相電話会談において、防衛当局間でしっかりと事実関係を踏まえて協議し、早期に問題を解決することの重要性で一致。1月14日、2回目の日韓実務者協議を開催（シンガポールにて開催）。1月21日、日本が有する客観的事実を取りまとめた防衛省の最終見解及び本件事案発生時に海自P-1哨戒機が探知した音を公表（防衛省b）。

3. 韓国側の反論

韓国側は韓国国防部のYouTubeチャンネルにて動画で主張を公開している。以下、動画内容を要約したものを紹介する。

広開土大王（駆逐艦）が、漂流していた北朝鮮の遭難船に対する救助作戦を実行していた際、日本の哨戒機（P-1）が低高度で進入し、威嚇飛行をした。その際、P-1は広開土大王の150メートル上空、500メートルの距離まで接近した。日本側は国際民間航空条約および日本国の航空法を引用してP-1の飛行高度（150メートル）は国際法上問題ないと主張しているが、国際民間航空条約は民間機に適用される条約であり、軍用機には適用されない。それゆえ、日本は国際法を恣意的に歪曲して解釈している。広開土大王は遭難船舶救助のために探索レーダーだけを運用していた。仮に韓国側がP-1に向けて火器管制レーダーを照射したならば、P-1は即座に回避行動をするべきだったにもかかわらず、レーダー電波を探知したことを確認しながらも広開土大王に再度接近する異常な行動を見せた。P-1が試みた無線交信内容は雑音が激しく、明確に聞こえなかった。人道主義に基づく救助活動中の韓国海軍の艦艇に向けて威嚇的な飛行をしたことを日本側が謝罪するべきである（大韓民国国防）。このような主張を動画内で公開している。

4. 防衛省の最終見解

警戒監視・情報収集の一環として、海自哨戒機が日本の排他的経済水域内を飛行中、韓国海軍の

駆逐艦および警備救難艦を確認したため、写真撮影を実施していた。すると、突然その駆逐艦から火器管制レーダーの照射を受けた。海自哨戒機はレーダー照射を確認後、直ちに安全確保の行動(離隔)をとった。防衛省の専門部隊で解析し、「広開土大王」の火器管制レーダーからレーダー波を複数回照射されていたことを確認している。レーダー照射を受けたあと国際 VHF、UHF 緊急周波数、VHF 緊急周波数の3つの周波数で「広開土大王」に対して無線通信による呼びかけをしたが、応答はなかった。韓国側は現場の通信環境が悪く、無線が聞き取れなかったとしているが、現場の海域は晴天で雲も少なく、通信環境は良好であった。また、現場から240キロメートル離れた位置を飛行していた航空自衛隊の練習機が海自哨戒機からの「広開土大王」に対する呼びかけを聞き取っており、これらの事実から、無線通信が明瞭に受信できなかったということは考えづらい。実際に、韓国側が公表した動画でも P-1 からの呼びかけ内容は明確に聞き取ることができる。

防衛省としては、韓国駆逐艦による海自哨戒機への火器管制レーダー照射について、改めて強く抗議するとともに、韓国側に対してこの事実を認め、再発防止を徹底することを強く求めた。一方で、韓国側に客観的かつ中立的な事実認定に応じる姿勢が見られないため、レーダー照射の有無についてこれ以上実務者協議を継続しても真実の究明に至らないと考え、協議を韓国側と続けていくことはもはや困難と判断した。その上で、日韓・日米韓の防衛協力は、北朝鮮の核・ミサイル問題や東アジア地域における安定的な安全保障環境を維持するために重要であり、不可欠であるとの認識が変わりはないとし、引き続き、日韓・日米韓の防衛協力の継続へ向けて努力していくと発表した(防衛省c)。

第5章 日韓貿易紛争

1. 日韓貿易紛争とは

2019年7月、日本が韓国向けの半導体材料など3品目の輸出力強化と、輸出手続きを簡略にする「ホワイト国」と呼ばれる扱いから除外した。この措置に至ったのは、韓国の「輸出管理制度の

不備」が理由だとしている。この措置は安全保障貿易管理に関する政省令の変更に過ぎないが、韓国国内では元徴用工訴訟問題に対する報復措置と受け取られ強い反発が広まった。また、韓国市民の間では日本製品不買運動やデモが行われた(日テレNEWS24)。

2. 韓国による不正輸出

日本のテレビ局のニュースネットワークである FNN (Fuji News Network) が入手した韓国産業通商資源省が作成したリストがある。リストには「戦略物資無許可輸出摘発現況」というタイトルが付けられており、2015年から2019年3月まで、韓国から戦略物資が無許可で流出した不正輸出案件は156件もあったと記されていた。不正輸出されたのは、いずれも原子力供給国グループ(Nuclear Suppliers Group: NSG)、オーストラリア・グループ(Australia Group: AG)などを通じ国際社会が厳しく統制・監視している物資である。

リストの不正輸出品目には、サーモカメラや炭素繊維、熱交換器など、兵器への転用が可能な物品が並んでいた。生物兵器の製造にも使われる遠心分離機も、ロシアとインドネシアに不正輸出されていた。2017年10月には、核燃料棒の被膜として使われるジルコニウムが中国に不正輸出され摘発されていた。代金は1346万ドル(約14億6600万円)と高額な取引であった。また、リストには化学物質も含まれている。ジイソプロピルアミンという化学物質は北朝鮮の金正恩委員長の実の兄、金正男氏がマレーシアで暗殺された時に使われた神経剤 VX の原料である。2017年の8月にベトナムとスリランカに、10月にはパキスタン、中国、マレーシアに向けて、韓国から不正輸出されたとして、輸出業者が摘発されていた。生物・化学兵器拡散を防止する枠組みである前出の AG のハンドブックによると、韓国はジイソプロピルアミンの製造国に入っていない。つまり別の国から輸入したものを、第三国に不正輸出した可能性が考えられる。さらに注目されるのは、「フッ化水素酸」という品目である。フッ化水素酸は、この時日本が輸出管理優遇措置を撤廃した3品目の1つで、フッ化水素を水に溶かしたものである。フッ化水素酸の不正輸出が摘発されたのは2017

日韓問題の現状と課題

年12月にベトナム向け、2019年1月にはUAE向けの2件である。フッ化水素は韓国でも少量製造されているので、日本産かどうかは分からない。摘発日時に目を向けてみると2015年は14件、2016年は22件、2017年は48件、2018年は41件、2019年はわずか3か月の間に31件の不正輸出が発生している。明らかに増加傾向となっている。また2017年5月の文在寅大統領就任前後で発生件数を比較すると、就任前は年平均約18件だった不正輸出が、就任後には年平均約60件ペースに急増している（FNNプライムオンライン）。

3. 日本政府の考え

日本政府の措置の本質は、あくまでフッ化水素などの韓国向け輸出管理優遇措置撤廃である。特定の3品目（フッ化水素、EUV用レジスト、フッ化ポリイミド）に関してこれまでの包括許可から個別許可に移行し、それ以外に関しては包括許可を維持するというものである。撤廃の理由は「日韓間の信頼関係が著しく損なわれた」事と、「大韓民国に関連する輸出管理をめぐり不適切な事案が発生した」事の2点を挙げている。一方で、経済産業省はいわゆる元徴用工を巡る問題での韓国政府の対応なども引き合いに出している。この制度変更だけで「輸出制限」や「禁輸措置」となるわけではない。

2019年12月に行われた政策対話を受けて、経済産業省は3品目のうち、レジストに限り輸出管理の一部見直しを行った（FNNプライムオンライン）。

4. 韓国政府の考え

問題となった措置に含まれる3品目は輸出強化されることによって、韓国の主力産業に影響が及ぶリスクが高まる品目であり、これに政治的な意図があると韓国は感じ取っている。日本が8月に韓国をホワイト国から正式に外すと、韓国も日本をホワイト国から外した。さらに、日韓軍事情報包括保護協定（GSOMIA）の破棄も示唆し、WTOにも提訴すると発表した。けれども、GSOMIAの破棄は現在も行われず、WTOへの提訴も取り下げられている。また、7月半ばに行われた経済産業省による説明会の会場や対応が誠

意に欠けると報道し、日本製品の不買運動や日本への旅行のキャンセルなどが広まった。

2019年7月10日、文在寅大統領は韓国のトップ企業30社の経営陣を呼び、日本側の措置を「政治目的」と批判した。そして政府が輸入先や国内の生産の拡大を支援する方針を示し、事態の長期化に備えて企業側の協力を呼びかけた（FNNプライムオンライン、GLOBE+、日テレNEWS24）。

第6章 戦犯旗問題

1. 戦犯旗問題とは

戦犯旗問題とは、韓国国内で「旭日旗」が日本軍国主義・植民地支配の象徴であり、したがって「戦犯旗」とであるといった強い批判とともに、与党議員などが国内で「旭日旗」の掲揚を禁ずる法案を国会に提出するなど公の場での旭日旗の使用を禁止させようとしている問題のことである。「戦犯旗」は通称侵略戦争を起こした犯罪者を意味する戦犯と旗を合わせた言葉であり、最近10年の間に、国内で作られた新造語とみられる（朝鮮日報c, 庄司2018）。

2. 旭日旗の歴史

19世紀から、旭日旗は軍の旗として用いられていた。そのため、大日本帝国が朝鮮や中国の一部を占領した際、軍が掲げていたのが旭日旗であった。第2次世界大戦では海軍の旗となり、それを機に毀誉褒貶の対象になった。戦争中にアジアの大部分を占領した旧日本軍が、現地住民に対して残虐行為を繰り返したからだ。現代では海上自衛隊の艦の旗で、陸上自衛隊は少し異なる意匠の旭日旗を使用している（BBC NEWS | JAPAN）。

3. 韓国側が問題視する理由

日本は1905年の第2次日韓協約で韓国を事実上の保護国として占領し、その5年後の韓国併合で完全な植民地として統治下に置いた。日本の韓国統治は経済的な搾取で、アジア各地での勢力拡大に伴い、数十万人を強制労働に徴用した。さらに、当時の残酷な帝国主義政府は第2次世界大戦の始まる前と戦時中、日本兵のための軍用売春宿を「慰安所」として設け、そこで多数の少女や若

い女性を強制的に働かせた。いわゆる「従軍慰安婦」と呼ばれるこの女性たちは、性的な奴隷として働かされた。韓国人の被害者のほか、旧日本軍は台湾や中国、フィリピンの女性たちもこうした慰安所に送り込んだ。韓国では多くの人が、旭日旗を数々の戦争犯罪や抑圧行為と結び付けている。韓国の外務省では、旭日旗を日本の「帝国主義と軍国主義」の象徴と呼んでいる。韓国国会の文化体育観光委員会は昨年、「カギ十字がナチスのシンボルとして欧州の人に侵略の恐怖を思い起こさせるように」、旭日旗は「アジア人や韓国人にとって悪魔のシンボルに近い」のだと主張した(BBC NEWS | JAPAN)。

4. 日本政府としての立場

日本政府としての旭日旗に対する基本的立場は、2021年5月18日の加藤官房長官記者会見のなかで「旭日旗の意匠は日章旗同様、太陽をかたどっており、大漁旗や出産・節句の祝い旗等、日本国内で現在までも広く使用されているものであり、特定の政治的・差別的主張である等の指摘は当たらない。政府として、韓国を含め国際社会に向けて、旭日旗の掲示が政治的宣伝にならないという考えを累次の機会に説明しており、今後ともそうした説明を継続していきたいと考えている。」としている(外務省d)。

5. 旭日旗関連話題

韓国メディアの「テンアジア」は、映画「007/ノー・タイム・トゥ・ダイ」で旭日旗が使用されているとして問題提起した。同メディアによると、「映画には旭日旗を思わせる衣装も登場する。調理するとき身につけるエプロンのデザインは旭日旗を連想させるし、日本代表という漢字までプリントされている」と糾弾した。この作品は韓国で世界初公開されたにも関わらず日本びいきの内容であると同国内では批判の声が噴出した。「日本軍国主義の象徴である旭日旗まで動員された事実は、洋画であっても見落として進むことはできない部分だ」と同メディアは痛烈に批判している。

他にも東京オリンピックのなかで新競技スポーツクライミングのボルダリングで使用された人工壁の一つが、日本の「旭日旗」をモチーフとした

ものだとして、韓国で批判が相次いでいる。発端は韓国でクライミングの女帝と呼ばれるキム・ジャイン氏によるインスタグラムへの投稿で、「旭日旗は日本が第二次世界大戦期間中に使用した軍旗で、日本の軍国主義を象徴する戦犯旗だ」「旭日旗は、ナチス・ドイツの象徴であるハーケンクロイツ(鉤十字)と変わらない」と投稿した。これに呼応した反日活動家として知られるソ・ギョンドク誠信女子大学教授が、閉会式後の2021年8月9日に国際オリンピック委員会(International Olympic Committee: IOC)に抗議文書を送ったという(東スポ Web, 週刊ポスト)。

第7章 考察

1. 国民の国民性

日韓問題が長期化する要因のひとつとして、韓国国民の国民性が関係していると考えられる。元徴用工訴訟問題や慰安婦問題では日韓両政府の間で、日韓請求権協定や日韓合意に基づき解決金や支給金を支払っているにもかかわらず、韓国政府は一方的に反故にしていると考えられる。このような状況に至るには韓国国民の国民性による影響が強いと思われる。

韓国国民の国民性について調べてみると、韓国人のなかに恨(ハン)の意識というものが強く存在していることがわかった。韓国を含む朝鮮では、豊臣秀吉による朝鮮出兵や日清戦争、日韓併合による植民地化などさまざまな出来事が起きており、日本の支配に対する恨みの感情がそれらの出来事を通して生まれていると思われる。また、独立後も李承晩や朴正熙による軍事独裁政権という支配があり、恨の意識は韓国人の心に根深く生き続けてきたと思われる。しかし、韓国の国民全てが、問題が取り上げられるたびに恨の意識から反日行動をおこなっているわけではない。韓国国内でも政治と文化を分けている人もおり、日本に対しても十分な謝罪責任を果たしたとの見解を示す人々も存在する。だが、大統領が変わるたびに問題は解決していないとの見方を示し、各問題が振り出しに戻る。それには、恨の意識による反日感情があるが故に起こる状況だと考えることができる(東洋経済オンライン)。

2. 三権分立

日韓問題の長期化の要因として「恨の意識」を挙げたが、もうひとつ考えられる要因として三権分立が影響していると考えられる。元徴用工訴訟問題を見ても、日韓請求権協定により政府間での合意のもと日本政府は経済協力金を拠出し、互いに解決したとの認識でいた。しかし、2018年になってから韓国大法院は元徴用工の個人賠償請求権は日韓請求権協定の効力範囲に含まれないとの判断を下し、現在の新日鉄住金に対して賠償命令を下した。政治の場で解決したとの認識の問題が、司法の場で覆されたことになる。この判決に対して、文在寅大統領は三権分立の原則から司法判断に介入することはできないとの発言をしている。民主主義国家として三権分立が大切なのは理解ができる。けれども、司法権である裁判所が、独自の考えを持ち出して、国際法や国際的に一般常識を否定するような判決をつきつぎと出しているのはよくない。三権分立が民主主義の基礎となるためにも、三権とも一定の常識から逸脱しないことが大切である（時事通信社 b）。

3. 今後の課題

これまでに挙げてきた問題のなかには、解決済としている問題もあるが未だ解決に至らない問題もある。レーダー照射問題は、日本側が解決に至らないと判断し最終見解を示したため、問題は収束へと向かった。その他の問題は、それぞれ異なる要因により解決が長引いていることが考えられる。それぞれの要因について考え、解決策を考察したい。

「竹島領土問題」に関して見ると、両国において竹島（独島）が領地であることを示す文献が存在しているとみられ、一見するとどちらの文献も正しいと思われる。その上で考えると、文献上では韓国の方が古い文献により領有権が示されており、韓国の方が文献上では日本よりも古くから領地であることを認識していたと思われる。この問題が解決へ至るためには、日本や韓国に存在する文献が大きなカギとなると考える。過去に関する情報は文献でしか分からないため、互いが主張する文献や第三国の認識を示す文献等により正当性が認められれば、お互いの主張が認められたこと

となる。そのためにも、これまで対話で解決に至っていないので、国際司法裁判所の力を借りて解決すると良いのではないかと考える。

「元徴用工訴訟問題」に関して見ると、日本も韓国も互いに解決したとの考えで合意していたはずであり、韓国政府も2005年に解決しているとの主張を発表していた。しかし、韓国大法院において個人賠償請求の裁判が行われ、日本の企業に対して賠償命令判決が下された。この問題には、韓国政府・韓国司法において問題に対する認識の一貫性がないことが原因としてあり、韓国国内において解決すべき問題が存在していると思える。問題の解決には、韓国政府において政府・司法での認識を統一する必要があると考える。また、賠償判決が下された企業は抗告するなどして反対の姿勢を示し、命令には従わないことが重要であり、日本政府も外交交渉を通して韓国政府との対話を行うことが問題の解決に必要なだと考える。

「慰安婦問題」を見ると、日本政府の対応として日韓合意に基づいて政府拠出金を支払っており、度重なる謝罪も行っている。政府間では合意のうへ解決へと向かったが、ソウル中央地裁により賠償判決が下された。これに関して、徴用工訴訟と同様に司法への不介入という問題が生じている。問題解決のためにも、賠償判決に対して韓国政府による合意の履行のための行動を望みたいと考える。また、民間団体による世界各地へ少女像を設置する動きが問題となっているが、在韓日本大使館前の少女像に関して日韓合意のなかで撤去を求める内容が含まれているので、韓国政府には日韓合意を遵守する行動を望みたいと考える。

「日韓貿易紛争」に関しては、日本政府が行なった輸出に関する措置に対して韓国政府が元徴用工訴訟問題に対する報復だと反発し、韓国政府も対抗する措置を行なったことにより大きな問題となった。この措置に対して、日本政府は報復措置ではないとしているが、当時の安倍晋三首相も元徴用工訴訟問題に対する措置を匂わす発言をしており、元徴用工訴訟問題が解決へ向かえば日本政府の措置に対する考えも変わり、この問題も解決するのではないかと考える。

「戦犯旗問題」は、近年になり浮上した新たな日韓問題であり、戦犯旗とされている旭日旗に対

する韓国国内での考えはナチスドイツのハーケンクロイツ旗と同様とし、日本から受けてきた行為を想起してしまうため問題として騒いでいる。この問題では、問題に対する抗議も一貫性がなく、旭日旗に対する考え方も韓国国内でバラバラである。旭日旗に抱く印象が悪き印象である以上、良い印象にすることは不可能である。また、旭日旗はそれほど頻用されているわけでもないと思うので、時代に合わせて新たな意匠の旗へ置き換えても良いのではないかと考える。

おわりに

日韓問題に関して深く調べるなかで、問題ごとに解決を阻害する要因が異なることがわかった。日韓問題に関する報道が出ると反日という言葉だけで片付けている印象を抱いていたが、韓国の人々の感情を無視していたようにも思える。また、報道を見ていると、互いに相手国を悪とする報道をするため双方の主張を深く知ろうとしない人々も多いと思う。しかし、互いの主張を深く調べて考えると、問題によっては自分の国の主張が本当に正しいのか分からなくなる。なお、複数の問題を抱えているが、現在の状態が続いても後世において解決すべき時が必ず訪れ、領土問題のように当該地域に居住する者にとっては漁業などで生活に関わる問題が既に存在している場合もある。そのため、問題の解決を先延ばしにせず早急に解決する必要があると考える。

お互いの歴史における問題は多々あるが、あくまでも政治における問題であり、お互いの国に居住する人々が歌や食事などの文化を楽しむことが阻害されるようなことがあってはならないと感じる。また、過去の問題に対して互いに許しあう心を持つことで少しずつ解決の方向に近づいていくのではないだろうか。

参考文献

坂本悠一 (2014) 「竹島／独島領有権論争の研究史的検討と課題：戦後日本における近現代史分野を中心に」『社会システム研究』第29巻，立命館大学社会システム研究所，169-191頁。

杉原高嶺，水上千之，臼杵知史，吉井淳，加藤信行，高田映 (2008) 『現代国際法講義』有斐閣。
朴炳涉 (2008)，明治政府の竹島＝独島認識，「北東アジア文化研究」28号。

朝日新聞デジタル「慰安婦問題とは」<https://www.asahi.com/articles/ASG7L5HWKG7LUTIL03L.html>

石破茂 (2006年5月16日)「竹島領有権問題について」<http://web.archive.org/web/20080801062054/http://www.jimin.jp/jimin/info/takeshima/index.html>

外務省 a 「竹島の認知」https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/takeshima/g_ninchi.html

外務省 b 「竹島の領有権に関する我が国の立場と韓国による不法占拠の概要」<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/takeshima/gaiyo.html>

外務省 c 「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/A-S40-293_1.pdf

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/A-S40-293_2.pdf

外務省 d 「旭日旗」https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/rp/page22_003194.html

外務省 e 「慰安婦関係調査結果発表に関する河野内閣官房長官談話」<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/taisen/kono.html>

時事通信社 a 「慰安婦問題，遠い解決 日韓合意，28日で5年」<https://www.jiji.com/jc/article?k=2020122700152&g=pol>

時事通信社 b 「慰安婦訴訟「日本賠償判決」日韓関係を破壊した韓国「三権分立」の歪み」https://www.jiji.com/jc/v4?id=foresight_00334_202101130004

週刊ポスト「五輪スポーツライミングの壁を見て「旭日旗だ！」と韓国で問題に」https://www.news-postseven.com/archives/20210815_1683255.html?DETAIL

庄司潤一郎 (2018年11月13日) 「自衛隊旗をめぐる議論に関する一考察」防衛研究所，<http://www.nids.mod.go.jp/publication/commentary/pdf/commentary089.pdf>

大韓民国国防部「日本は人道主義的な救助作戦の

日韓問題の現状と課題

- 妨害行為を謝罪し、事実の歪曲を直ちに中断せよ！」 <https://youtu.be/Dzam8qVa-Uc>
- 朝鮮日報 a 「[パク・ジョンヒ生涯] 第6部クーデター練習 - イ・スンマン除去計画(2)-(183)」 https://www.chosun.com/site/data/html_dir/1998/05/15/1998051570380.html
- 朝鮮日報 b 「強制徴用補償は1965年の請求権協定に含まれる」 https://www.chosun.com/site/data/html_dir/2019/07/17/2019071700078.html
- 朝鮮日報 c 「[Why] 旭日だから不惨通報した日本軍艦、私たちはなぜ今もっと怒るのか」 https://www.chosun.com/site/data/html_dir/2018/10/05/2018100502413.html
- テレ朝 news 「韓国が竹島に救急隊員を配備 実効支配強める狙いか」 https://news.tv-asahi.co.jp/news_international/articles/000216112.html
- 東スポ Web 「韓国で映画 007 新作 `旭日旗問題、がぼっ発」 <https://www.tokyo-sports.co.jp/entame/news/3699484/>
- 東洋経済オンライン 「日本人が理解していない韓国人の「恨」の意識」 <https://toyokeizai.net/articles/-/315238?page=2>
- 日テレ NEWS24 「どうなる 2020 の日韓貿易関係」 <https://www.news24.jp/articles/2020/01/03/06572296.html>
- 日本経済新聞 a 「徴用工訴訟、70 社超が対象に 訴状未着の企業多く」 <https://www.nikkei.com/article/DGXMZ037131870Q8A031C1FF2000/>
- 日本経済新聞 b 「「被害者中心に問題解決」慰安婦式典で韓国大統領」 <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOCB1419I0U1A810C2000000/>
- 乗りものニュース 「韓国艦のレーダー照射、なぜ危険なのか？背景に「発射＝撃墜」の艦対空ミサイル」 <https://trafficnews.jp/post/82525>
- 辺真一 「日本の「慰安婦拠出金」10 億円は宙ぶらりん状態…「返金」の声は立ち消えに！」 <https://news.yahoo.co.jp/byline/pyonjiniru/20210227-00224826>
- 文春オンライン 「「慰安婦被害者はいない」韓国で出版された“慰安婦問題のタブーを破る本”『赤い水曜日』驚きの内容とは？」 <https://bunshun.jp/articles/-/48743>
- 防衛省 a 「韓国海軍艦艇による火器管制レーダー照射事案について」 <https://www.mod.go.jp/j/approach/defense/radar/2018/12/22a.html>
- 防衛省 b 「韓国海軍艦艇による火器管制レーダー照射事案」 <https://www.mod.go.jp/j/approach/defense/radar/index.html>
- 防衛省 c 「韓国海軍駆逐艦による自衛隊機への火器管制レーダー照射に関する防衛省の最終見解について」 https://www.mod.go.jp/j/approach/defense/radar/final_view/21x_1.pdf
- 安丸良夫 (2009) 「「従軍慰安婦」問題と歴史認識」 https://www.jstage.jst.go.jp/article/tits/14/3/14_3_76/_pdf
- BBC NEWS | JAPAN 「旭日旗をめぐる問題 なぜ禁止を求める声があるのか」 <https://www.bbc.com/japanese/features-and-analysis-50969980>
- FNN プライムオンライン 「韓国から戦略物資ダダ洩れ？優遇措置撤廃で怒る韓国の「不正輸出」リスト入手」 <https://www.fnn.jp/articles/-/9824>
- GLOBE+ 「対韓輸出管理問題がここまでこじれた理由」 <https://globe.asahi.com/article/12550706>
- HUFFPOST 「日韓「元徴用工」問題とは。」 https://www.huffingtonpost.jp/entry/war-time-laborers-japan-south-korea_jp_5db2cac9e4b0a8937403105d
- NEWS ポストセブン 「韓国が自国の経済成長「漢江の奇跡」を教科書から消した意図」 https://www.news-postseven.com/archives/20190428_1362594.html?DETAIL
- 외교부 「DOKDO 大韓民国の領土である根拠」 <https://dokdo.mofa.go.kr/jp/>